

平成25年9月2日(19:00)

**【照会先】**

社会・援護局総務課災害救助・救援対策室  
室長補佐 喜田川典秀(内線2898)  
災害救助専門官 熊野将一(内線2819)  
(代表電話)03(5253)1111  
(直通電話)03(3595)2614

## 9月2日に発生した突風等にかかる災害救助法の適用について (第1報)

### 1 災害の概要

突風等による被害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、多数の住家被害が生じたため、埼玉県は災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備考
<b>【埼玉県】</b> 越谷市(こしがやし)	9月2日	突風による被害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、多数の住家被害が生じており、継続的に救助を必要としている。	
北葛飾郡松伏町 (きたかつしかぐんまつぶしまち)	9月2日		

### 2 今までにとられた措置

- ・避難所の設置等